

	分類	質問	回答
1	応募要件	本支援の採択前に社内認可または発注されていたものも対象になるか。	採択前に発注されたものは、対象外となります。 社内認可の時期に関しては、原則、審査の対象外となります。
2	事業計画	申請時に提出した計画が、採択後に変更となることは許容されるか。また、どの程度の変更が可能か。	申請時に提出された計画からの変更については、事前に都の承認を得ることにより変更が可能です。 変更の程度については、その都度ご相談ください。
3	応募書類	計画項目の粒度として、どの程度詳細に記載する必要があるか。	計画項目の粒度は申請者の判断となります。最も適切と思われるレベルで記載をお願いします。
4	対象経費	本支援金にて設備を導入した場合、その設備の資産はどのような考え方になるか。	本事業において開発に資するために購入した設備は、原則として、購入者の資産となります。
5	応募書類	公募要領には協定金対象経費として設備導入時は原則2社以上の見積書が必要とあるが、これはどの段階で提出が必要か。例えば、協定締結期間の最終年の見積書は申請時点で提出が困難と思われる。	見積書の提出は、原則として、経費精算の時に提出が必要となります。 提案書の申請時点での見積書の提出は不要です。
6	対象経費	海外企業に調査・実験の外注は可能か。	海外企業への調査・実験の発注は可能です。
7	対象経費	設備投資は中長期的な計画のため、足元の検討費用に対しても支援をいただくことは可能か。	検討費用が開発に関する費用と認められれば、経費精算の対象となります。
8	応募要件	バイオマスを糖化・発酵することにより製造するバイオエタノールについて、将来的にエチレン等の基礎化学品や樹脂原料へ転換することを目的として開発する場合、公募要領6①又は②に掲げる「石油のみに依存しない新たな技術や素材等の開発」に該当するか。	バイオエタノールを基礎化学品や樹脂原料へ転換することを目的とした開発は、「石油のみに依存しない新たな技術や素材等の開発」に該当します。
9	応募要件	バイオマス由来エタノールからエチレン、ポリエチレン等への転換を最終的な事業構想とする場合、協定期間内にエタノールの製造技術及び量産可能性を確立するところまででも、本事業における「開発完了」と認められるか。 それとも、協定期間内にエチレン等への変換、樹脂化又は最終製品の試作・実証まで行う必要があるか。	具体的な提案を拝見しての判断となりますが、一般論として、製造技術及び量産可能性の確立が本事業における「開発完了」となります。
10	対象経費	公募要領に、対象経費に対する東京都の負担割合について記載がない。 公募要領別表に掲げる対象経費について、上限額の範囲内で東京都が全額を負担するのか。それとも、採択事業者が一定割合を自己負担するのか。自己負担がある場合、その割合を知りたい。	本事業は協定金のため、自己負担割合はありません。上限の範囲内で基準を満たした費用は、全額東京都が負担します。
11	対象経費	食品残渣、木質残渣等の未利用バイオマスを原料とした化学品や樹脂原料を製造する開発を想定している。これらの原料について、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものだけでなく、有価物として購入又は提供を受ける未利用バイオマスも、本事業の開発原料として認められるか。	開発原料について、石油以外であれば有価物であっても無価物であっても特段の制限はございません。
12	対象経費	募集要項別表の1 協定金の対象経費の科目 【一覧】において記載されている5. 設備導入費について「オ 対象とする機械装置、工具器具は、原則東京都内にある申請者の本社または事業所、工場等に設置・保管し、完了審査において都の確認を受けるものとします。」との記載がある。東京都内に本社を置き、東京都外に工場を有している場合、今回の事業において「設備導入費」で調達した機器を、東京都外にある工場へ設置・保管することは対象経費として認められるか。	原則として、都内の本社または事業所、工場等での設置・保管となりますが、事前に申請を行い、都の承認が得られた場合は、この限りではありません。